

# 特定非営利活動法人静岡市障害者協会

## 令和6年度事業報告書

### I 法人運営

#### 1 通常総会の開催

- ①開催日及び開催場所：5月23日（木） 静岡市中央福祉センター大会議室
- ②審議内容：第1号議案 令和5年度事業報告並びに活動計算書について  
第2号議案 令和6年度事業計画並びに活動予算について  
第3号議案 役員の改選について  
第4号議案 銀行からの借入枠（500万円）の設定継続について  
講話 能登半島地震の支援活動～障がい者はどうしていたか～  
松山文紀（当協会職員・社会福祉士）
- ③審議状況：45団体・個人中40団体・個人が出席し、全議案が承認された

#### 2 理事会の開催

- ①開催日：5月9日、6月1日、11月14日、2月25日、3月13日（5回開催）
- ②会 場：静岡市中央福祉センター
- ③参 考：理事定数 6名以上15名以内：現状 12名（会長1名、副会長2名を含む）、監事定数 2名以上：現状 2名

#### 3 わかば会（正副会長連絡調整会議）の開催状況

- ①開催日：4月26日、8月1日、12月5日、3月6日（4回開催）
- ②出席者：会長、副会長、副会長・事務局長、事務部長兼事務主幹
- ③協議事項：理事会に付議すべき事項、契約の報告、職員人事、事業の進捗状況の報告、委託事業の状況、障害者施策の動向等

### II 協会独自事業

#### 1 会員団体の連携および拡大事業

目的：協会事業の安定した運営を図るため、障がい者団体等に入会を勧め、自主財源を確保する。

##### （1）会員の拡大

正会員の新規加入が5件（個人会員3名、団体会員2団体/セカンドオピニオン、静岡県遷延性意識障害者家族会）あった（年度末で28団体・18個人）。協力会員については18件35,000円の加入があった。

##### （2）自主財源等の確保充実

寄付金として年間を通して、現金32件 716,000円をいただいた。

##### （3）協会の情報発信

###### ①ホームページの運営

協会を広く紹介することと会員発の情報提供を目的にホームページを開設し、広報している。必要に応じてブログを更新し、定期的な情報提供に努めた。

- ②ホームページの全面更新の実施  
ホームページ全体のリニューアルを実施した。

## 2 会員団体への活動支援事業

目的：研修等の事業を通して、会員団体の活動の充実に貢献する。

- (1) 独自研修事業「障害者プランの勉強会」（原則第3水曜日：全11回）  
障がい者施策や障がい者を取り巻く事柄について研修、意見交換する場。  
前半は「まちづくり計画」の関係で、後半は団体の活動報告が主な内容。  
開催日：4月17日、6月19日、7月17日、8月21日、9月17日、10月16日、11月20日、12月18日、1月15日、2月19日、3月19日

### (2) 防災関係事業

①今年度も、「西豊田学区地域支え合い体制づくり実行委員会」に参加し、地域防災訓練に障がい当事者が参加するための取り組みを行ったほか、関係機関と連携して障がい者の防災対策に取り組んだ。

- ・防災訓練 12月14・15日
- ・福祉防災セミナー（能登地震支援の報告者として松山が参加）

開催日：6月29日

会 場：静岡県立大学 小鹿キャンパス講堂

参加者：80名

#### ②防災委員会（原則第1火曜日：全12回）

- ・開催日：4月2日、5月7日、6月4日、7月2日、8月6日、9月3日、12月3日、1月7日、2月4日、3月4日
- ・構成：理事所属団体より選出された委員8名（学識経験者、市社協職員も出席）

#### ③担当職員（松山文紀）の動き

- ・令和6年1月1日に発生した能登半島地震の現地を訪問し、継続的に障害福祉サービス事業所の業務（生産活動）の復旧にむけた支援を行った。
- ・障害者団体、地域団体、社会福祉協議会などに、これまでの経験を踏まえた講演を実施した（通年：のべ25件）

### (3) 差別解消・社会参加委員会（原則第4木曜日：全10回）

差別解消のための事例の研究の場であり、各分野と定期的な意見交換を図る。あわせて公共施設（公共交通機関など）のバリアフリー化などに取り組んだ。

- ・開催日：4月25日、6月27日、7月25日、8月22日、9月26日、10月24日、11月28日、12月19日、1月23日、2月27日、3月27日
- ・構成：理事所属団体等より選出された委員13名

## 3 障害者（TIP-OFF）奨学金運営関係

### (1) 奨学金の給付 5名の奨学生に5万円／月を給付 総額300万円

## (2) 企画運営委員会の開催

委員の構成：大学教授、弁護士、環境活動家、元教員、障害当事者 5名

委員会等の開催：計 8 回（5/10・6/28・8/23・9/20・10/29・11/25・1/27・3/25）

議題：募集要項（応募条件、給付金額など）、広報の方針、選考基準など

## (3) 事務局業務は LLP 未来舎（代表馬場利子氏）に委託

業務：委員会の運営、募集事務、要綱の作成、広報・パンフレット作成等

委託額：月額 8 万円（税抜）

## (4) 令和 7 年度分の募集開始と記者会見

10/4 募集開始の記者会見（県庁記者クラブ）

募集期間：R6.10/4～R6.2/7

選考会：R7.2/13

## (5) 応募者と内定者と決定

応募者数 36 名 内定者数 5 名（うち中部 1、西部 3、東部 1）

## (6) 内定者食事会の様子

3/20 和食店 11 名（内定者 4/招待、寄附者、委員 4、事務局 2）

## (7) 年間経費概要…特別会計（活動計算書等）参照

①奨学金基金残高 37 百万円（奨学金 3 百万円給付）

②支出経費 178 万円（事務委託 79 万円、謝金 37 万円、事務所費 39 万円、広報費 11 万円、通信 6 万円、その他 6 万円）

③別途基金残高 38 百万

## III 静岡市委託事業

### 1 障害者相談支援推進業務

基幹相談支援センターとして、障がい当事者や家族、関係機関からの相談のうち、総合的・専門的なものや困難なケースを受け付けて、計画相談事業所や委託相談支援事業と連携しながら対応を進める。また、各区の相談支援連絡調整会議に参加して自立支援協議会で取りあげる事例の検討等を行う。

#### (1) 基幹相談支援センター事業

##### ①総合的・専門的な相談支援の実施

・延べ件数 614 件（うち、障がい者虐待相談 31 件）

・受付人数 実人数 193 人（延べ 380 人：うち、障がい者虐待相談 26 人）

・困難ケースへの対応 331 件

・個別支援会議への参加 93 回、虐待対応会議への参加 22 回

・寄せられる相談は、生活上の困りごとから虐待や権利擁護などの緊急性の高いものまで多岐にわたる。同一相談者からの複数回の相談も多い。

##### ②地域の相談支援体制の強化の取組

・地域の相談支援機関への助言・指導が 115 件、人材育成支援を 22 件実施した。助言・指導は個別支援会議などの参加。人材育成支援は障害者相談員の研

修会の開催や専門職の研修・実習の場の提供である。

- ・自立支援協議会構成会議として、毎月で開催される各区連絡調整会議の他、全体会議（2回）、自立支援協議会に2回参加した。
- ・地域の相談機関との連携強化として、県社会福祉士会の差別解消窓口への相談担当、医療・福祉・司法なんでもかんでも相談会（清水医師会主催）の相談担当、地域包括支援センターとの連携強化などを行った。

#### ③地域移行・地域定着の促進の取組

- ・自立支援協議会地域移行支援部会ワーキンググループ会議への出席（13回）の他、地域移行支援に関する研修会に参加した。
- ・触法障がい者（18人）を対象に裁判での情状証人、拘置所・刑務所への面会の他、出所後の地域生活支援、再犯予防を行った。
- ・弁護士や司法関係機関との連携を図り、2月には研修会を実施した（地域生活支援ネットワーク事業との連携）。

#### ④権利擁護・虐待の防止

- ・虐待防止センターとして、障がい者虐待や権利擁護に関する個別事例の対応（通報受理、相談の受付）、行政の主催する対応会議に参加した。
- ・講演会の講師や障がい福祉事業所の虐待防止委員会の委員として参画し、権利擁護や虐待の防止の取り組みを進めた。

### （2）障害者相談支援推進事業

#### ①障害者110番事業

- ・延べ件数 281件
- ・受付人数 実人数115人（延べ185人）
- ・障がい者団体や家族会のメンバーによる相談窓口を週3回（火・水・木曜日）開設した。基幹相談支援センターと同様、同一相談者からの複数回の相談が寄せられた。

#### ②身体障害者補助犬相談事業

- ・延べ件数 274件（補助犬の受け入れ拒否事例6件）
- ・受付人数 実人数153人
- ・身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）に関する相談を静岡県補助犬支援センターの協力を得て受け付けた。補助犬の受け入れ拒否については6件ありさらなる啓発の必要性がある。

#### ③障害者相談員（身体・知的）活動の支援

静岡市から委嘱を受けて活動している障害者相談員の内容の取りまとめや研修会を開催した。

#### ④地域生活及び社会参加等推進事業

- ・障がい者の文化活動への協力として、第36回障害者書道・写真全国コンテスト（戸山サンライズ主催）の作品募集、シニアクラブ静岡市合同作品展（シニアクラブ葵区・駿河区）の作品募集、準備等を行った。
- ・協会独自事業の差別解消・社会参加委員会、防災委員会、障害者プラン勉強会の運営を協力した。

### (3) 地域生活定着支援センターとの連携強化事業

- ①地域の相談支援事業所及びサービス事業所等の円滑な利用に向けた調整
- ・福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所等）の出所者の地域定着を支援する地域定着支援センターひまわり（沼津市）と福祉サービスの調整や支援に必要な連携を進めた。
  - ・相談件数22件（うち地域定着支援センターより7件、関係機関15件）
  - ・地域定着支援センターとの情報交換3件

### (4) 関係機関等との連携体制整備

行政や社会福祉協議会などの会議に出席し、障がい者福祉の視点から参画した。

主な会議：静岡市（非定型審査会、医療的ケア児等支援協議会、障害者歯科保健推進協議会、成年後見制度利用促進協議会、精神障害者地域連携会議など）

市社協（生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議）

その他（特別支援教育推進協議会、葵小学校不登校担当者会議、入所児童移行支援会議、静岡地区特別支援学校間ネットワーク連絡会、CPA会議（医療観察法関係会議）、障害者就職相談会など）

## 2 地域生活支援ネットワーク 相談調整コーディネーター配置事業

### (1) 相談調整コーディネート業務

5つの機能を運用するため、サービス調整コーディネーターとともに、「静岡市障害者自立支援協議会」や自治会・町内会、教育機関、医療機関、民間企業、地域包括支援センター等と連携して次の業務を行う。

#### ①「相談」機能【連携強化の仕組みづくり】

##### ア 相談支援事業所との連携強化の仕組みづくり

- ・機能強化型（継続）サービス利用支援費を選択する指定・特定相談支援事業所および機能強化型（継続）障害時利用支援費を選択する障害児相談支援事業所と連携し、機能強化型の取り組みについての説明会を開催する。
- ・駿河区が「いちごいちえ」、葵区が「HOUS」の名称で機能強化型複数事業所体制加算を活用した相談体制が活動を継続できている。またそれには、主任相談支援専門員もおり中核的役割を担い運営が行えている。今後は、加算を効果的に活用しながらも他事業所での相談しやすい体制ができることを広く知っていただける場として、令和7年度は情報交換会を開催できるようになっていきたい。

##### イ 緊急の支援が見込めない世帯を把握するための取り組み

- ・緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握するための一覧表をもとに、障がいおよび高齢分野の支援者と運用方法および対象者の見守り体制を構築するための取り組みを検討する。
- ・令和5年度に行った高齢分野に依頼したアンケート調査では、「緊急の支援が見込めない世帯」の認識が回答者によってさまざまで、集計結果から把握

の取り組みを行うには、数字の正確性に欠け、アンケートを実施する上でも目的が不明確であったという反省点が分析結果としてあった。この結果を踏まえて、今年度は再度取り組み方法を見直す検討を重ね、次年度にヒアリングの実施方法や時期の検討を行う。

#### ウ 相談支援体制が十分に把握されていない地域での相談会の開催

- ・各区委託相談支援事業所と連携し、葵区（美和・藁科地区等）、駿河区（丸子・長田地区等）、清水区（由比・蒲原地区等）の相談支援体制が十分に整備されていない地域に居住する、障がいのある方を対象とした相談会を開催する。
- ・各地区で月1回～隔月1回のペースで相談支援事業所や地域包括支援センターと連携して相談会を開催した。

#### ②「専門性」機能【専門的人材を育成するための研修会等の開催】

##### ア 移動支援従事者養成研修（年2回開催）

- ・知的障がい者、精神障がい者に係る移動支援事業従事者を養成する研修の実施及び研修修了者と市内移動支援事業所とが集まり、情報交換できるためのマッチング会の場を設けた。
- ・第1回移動支援従事者養成研修 9/13、9/14、9/15  
31名の受講生が参加し、うち、28名が3日間の研修を修了した
- ・第2回移動支援従事者養成研修 令和7年2/7、2/8、2/9  
20名の受講生が参加し、うち18名が修了した。
- ・第1回マッチング会11/9

令和5年度～令和6年度第1回目の修了生70名に案内を通知し、10名の申し込みがあり、実際に参加した人数は6名ではあったが、そのうち1名の方が業務に従事する登録に繋がり、現在も活躍している。

##### イ 強度行動障がい支援者フォローアップ研修

- ・強度行動障害支援の基礎知識を固め、実践に繋がる内容の研修。受講対象は、強度行動障がい支援者養成研修修了者（初任者研修・実践研修）、強度行動障がい児者の支援をすでにに行っている方、強度行動障がい児者等の支援に関心のある方。
- ・今年度の研修申し込みは61名で演習への参加は29名であった。演習受講人数については、4～5名1グループの構成で30名程度の募集で開催。
- ・研修は、研修受講形態を基礎動画必須とした演習実施にしたことや基礎動画の視聴のみの参加も可能な研修で運営を行った。

演習は、受講生が積極的に取り組める場にもなっていたが、研修レベルが高く、平時の支援で活用するにはハードルの高さもある印象が残った。

##### ウ 障害福祉サービス事業所連絡会向け研修

- ・各障害福祉サービス事業所連絡会の参加事業所職員が、現場での支援に直結するスキルを身に付けることができる研修を開催する。
- ・グループホームと入所施設連絡会向けには、地域移行支援部会の身体・知的ワーキングチームと共同し、「地域移行について」の研修の取り組みを行つ

た。短期入所施設連絡会向けには、「地域生活支援拠点等」の研修を行った。

## 工 その他専門的人材育成のために必要な研修

- Keep Safe 正規インストラクター研修

6/1、6/2 開催。触法や虞犯、その他問題行動を繰り返してしまう対象者への支援体制整備について学ぶ。

- 令和6年10月15日から、Keep Safe活動が開始となり、市内の2名の女子に毎月2~3回実施している。この活動で、支援者の対人スキルアップと、地域の人垣支援につながる取り組みになることが一緒に協同する支援者と共に理解となった。また現在、児童相談所からの相談ケースで、Keep Safeプログラムを開始する準備を始めている。児童相談所と協同しながら、新たな他機関連携の仕組みづくりにつなげていきたい。

## ③「地域の体制づくり」機能

### ア 障害福祉サービス事業所連絡会の活動状況の把握

- 放課後等デイサービス事業所連絡会、児童発達支援事業所連絡会、保育所等訪問事業所連絡会、就労移行支援事業所連絡会に参加し、活動状況や連絡会での課題を把握する。
- 児童発達支援連絡会、保育所等訪問事業所連絡会は、児童発達支援に関する委託事業所と知的・医ケアの委託相談とで連絡会の検討会を実施してきた。今回通年を通して参画し、保育所等訪問から検討が繰り返された早期療育に係る児童発達支援の課題への取り組みが令和7年度から始められるまでにつながった。
- 放課後等デイサービス事業所連絡会は、葵・駿河区と清水区での連絡会に参画している。他のサービスの様子や自立支援協議会の内容を知る機会が少なく、この連絡会の場を利用して幅広い情報共有できる場になっていくことが理想ではある。参画することで、必要に応じて情報提供などを行えるように今後も継続して参加ていきたい。

### イ 障害福祉サービス事業所連絡会参加事業所の質の向上支援

- 連絡会参加事業所職員のサービスの質の向上を目指した事例検討会もしくは勉強会を年1回以上開催するための調整を行う。
- サービス調整コーディネーターが活動している短期入所の空床情報共有ツールの本来の目的や緊急時の支援体制整備に繋がるための大切な役割を知ってもらう機会を作ろうと考え、地域生活支援拠点等を知ってもらうための研修を短期入所連絡会向けに開催した。

研修を通して地域生活支援ネットワーク「まいむ・まいむ」を改めて理解してもらえる場となった。

## ④サービス調整コーディネーターが実施する短期入所事業所連絡会、入所施設連絡会、共同生活援助事業所連絡会開催事務の補助

- 短期入所事業所連絡会（年3回）
- 入所施設連絡会（年3回）
- 共同生活援助事業所連絡会（年3回）

⑤その他：事業所間の連絡調整、関係者会議の開催、各種会議への出席等各行政区の事務局会議に毎月参加した。参加の際には、研修の広報や活動の結果の共有などを行った。

(2) 静岡市自立支援協議会等との連携

①サービス調整コーディネーターとともに、地域のネットワークづくりについて、自立支援協議会（専門部会を含む）との検討や事業報告を行う。

②サービス調整コーディネーターと役割を分担し、会議等の運営を行う

- ・静岡市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会

- ・静岡市日中サービス支援型指定共同生活援助事業評価委員会

各行政区の事務局会議に毎月参加した。各区で実施してきた事例検討のグループワークの参加を通じて、コーディネーターが行っている活動を紹介したこと、相談機関へのアウトリーチ方法の手段や各区の相談会の活用へのきっかけになっていた。

(3) 地域との連携

障害福祉に限らず、自治会・町内会、教育機関、医療機関、民間企業、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、静岡市引きこもり地域支援センター、静岡市民生委員・児童委員協議会等と連携、協働した事業実施に努める。

上記関係機関に地域生活支援ネットワーク まいむ・まいむの整備状況を周知し、今後の連携方法の検討を行う場を設ける。

- ・特例子会社の主催する「企業と語ろう会」への参画：11/13

- ・災害に関する講演会、研修会への参画

- ・静岡北特別支援学校から依頼のアウトリーチ事業：6/17、12/16

### 3 生活保護精神障害者退院支援業務

(1) 実績

- ・対象者 4名（前年度から継続4名、今年度対象者0名）
- ・退院者 1名（前年度から継続1名、今年度対象者0名）
- ・継続支援者3名（当面、退院は見合わせ）
- ・支援者のべ20名以上（生活支援課担当者、日本平病院・溝口病院・清水駿府病院関係者、訪問看護事業所、退院支援専任相談員、委託相談・特定相談事業所、グループホーム等）

(2) 対象者

対象者	病院名	退院日	退院後の入所先	所管区	備 考
A	日本平病院			葵区	R4 継続
B	溝口病院	R6.5.3	高齢者施設（住宅型有料老人ホーム）	駿河区	高齢者
C	清水駿府病院			葵区	高齢者
D	清水駿府病院			清水区	R5 継続

### (3) 所感

今年度は新規対象者ではなく前年度からの継続案件が4件、うち1件が5月に退院した。今年度の対象者は各区生活支援課からの候補者名簿の提出がなかったため、新規ではなく前年度から継続支援の2名と高齢者2名の計4名が対象だった。対象4名の内、高齢者1名は退院できたが、残り3名は、退院支援は見合わせた（うち2名は病状悪化、1名はグループホームでは支援が難しいため）。

高齢者を試行したが、退院後の支援は介護保険の利用で負担割合は介護保険9割で介護扶助1割のため、結果、生活保護費の負担は9割減で大幅な効果になる。ただ高齢者の退院支援には介護保険側の支援も必要で今後の課題である。また、障害側でも在宅になれば保護費は半減するが、入院している生保受給者にも病院にも退院の意向・動機が薄いのが課題である。

今後、退院支援を進めるには、退院支援専任相談員（精神保健福祉課主管、3か所の委託相談機関に3名在籍：委託契約）への要請や介護保険のケアマネの協力要請が重要と思料する。

## 4 障害者差別解消相談

### (1) 相談事例の一覧と集約の概要

#### ①相談事例の一覧と集約の概要 ··· 別紙1・2

- 相談件数は、基幹相談支援センターの集計では12件、前年度15件から微減
- 相談件数のうち差別事例は9件、好事例は3件
- 差別事例（9件）について  
差別分類では、不当な差別が2件（22%）、合理的配慮の不提供は7件（78%）  
対象種別では、身体が5件、知的3件、全般が1件  
相手では、行政関係が5件、民間4件
- 対象者：障害別 身体が56%（5件）、知的が33%（3件）、全般が11%（1件）
- 相手：行政・民間 行政関係が56%（5件）と多く、民間が44%（4件）。  
行政関係では行政が2、教育が1、選挙が1、委託が1。  
民間では、バス業者が3、一般市民が1。
- 好事例の相手別では行政関係が2、民間が1、障害別では知的が2、身体が1。

### (2) 特徴と分析

#### ①相談者の特徴

- 差別件数：R6年度9件 参考：R4年度29件、R5年度11件
- 差別の分類では、「合理的配慮の不提供」が増え昨年度の「不当な差別」と逆転。

【分析】合理的配慮の不提供では、提供を申し入れる働きかけをした結果であることは前進が認められる。以前から当事者間では話題になって

いても改善されない事例がある。今回は選挙関係の好事例が特徴的。知的障害の保護者に比べ、精神障害の保護者やご本人の差別に対する表立った行動や相談は少ないので問題。

## ②相手側の特徴

- ・行政側が56%と多かった

【分析】改善されていない事例が多いのは課題。選挙関係には好事例があった。

- ・民間事業所は、公共交通機関の事例だけだが、今回はバスに対する苦情が大半

【分析】今年度、民間で合理的配慮の提供が法的義務化されたが、相談は増加せず。所管省庁から全ての民間事業所にでている「対応指針」(いわゆるガイドライン)が、末端まで浸透しているとは思えない。一般市民の認識不足も課題。

## (3) 評価

### ①相談活動についての自己評価

- ・今年度の差別件数は微減（当事者団体へ事例提出を強く要請しなかった）
- ・委託相談事業所等から事例報告数が少ないので、相談員の認識が薄いのだろう

### ②差別の相談で差別解消を求められた場合の対応

- ・5年度、差別解消支援地域協議会が設置され、今年度で2回目が開催。まだ前年度の報告が主。差別解消のための仕組みづくりの取組がないことは課題。
- ・現行では、解消のための調停あっせんを当事者から求められた場合は、「県条例による仕組み」を利用するしかないと思われるので、連携の対応は協議が必要。

### ③今後の対応

- ・本委託事業は、差別相談窓口での受付と収集、分析の業務のみだが、今後市民からは解消の要請があるときの対応は大きな課題。
- ・行政関係の差別解消の相談では、関係する行政窓口は全庁に亘るため、障害福祉部局の担当職員がその都度応援するには限界があるので、全窓口職員に対する研修を毎年度初めに実施するなどする積極的な対応が必要だと思われる。
- ・民間では、特に公共交通機関に関する相談事例が多かったので、公共交通機関との協議の場や申し入れや折衝については、差別解消支援地域協議会の活用（例えば参考人として招聘するなど）を検討することが期待される。
- ・本来、障害者差別の分野は、教育（特別支援学校、特別支援学級）、医療（開業医など）、司法（警察・検察・裁判所など）などの通常は福祉行政の所管外にあるものはもちろん、小売業、飲食業、スポーツ施設、さらには自治会やボランティア団体等活動も対象となる。今後、市民への啓発活動と同時に、幅広い分野での民間事業所と公的機関への見直しの働きかけが重要となるだろう。

## 障害者差別事例の受付一覧

受付日 件 No.	相談の概要	対応	相談者	受付方法	分類	分野	市内 障害種別	詳細	相手種別	相手	相談状況
2024/4/15 1	災害時の乗客の避難などの対応についてバス会社に再度聞いたり、 あるバスアルを作り安全な避難所へ説明等を行っている という返事だった	5年前は心配な回答 だった。そこで、改善された	知的障害者の保護者 の保護者	メール 好事例	公共交通 合理的配慮 の不提供	○ 知的	別紙 公共交通 の保護者	○ 別紙	民間 バス事業者	5年前は、知的障害のある子は「避難所に連れていくさ」というおおざっぱな答えだった	
2024/4/25 2	あるバス停の位置（本道のバス停）が4月から変更になったことに ついてお知らせなく、知的障害の人は、戸惑った	保護者が、バス会社に申入 れたが、返信がない	知的障害者の保護者 の保護者	メール 好事例	公共交通 合理的配慮 の不提供	○ 知的	別紙 公共交通 の保護者	○ 別紙	民間 バス事業者	経過報告の聽取のみ	
2024/8/10 3	平日の夕方（16：30）にバス停でバスに乗ったが、満員で 乗れず、4本やり過ごしたが、1時間待つても船橋駅へ乗れなかつた。	駅まで送つてもらつた。 車イス利用	車イス利用 の保護者	電話 差別の対応	公共交通 差別の対応	○ 身体（肢体 イス利用者）	簡易電動車 の利用者	○ 身体（肢体 イス利用者）	民間 バス事業者	バス停で待っているほかの健常者は乗れたことを考えると、 車イス用のスペースがあるのだったら順番として車イス利用 者を優先してほしい	
2024/9/30 4	市役所の基もあるエレベーター（以下、EV）には障害者用は基礎しか ないにもかかわらず、職員のため車イスが乗れず、次のカゴが来る のを待った。	車イス用が複数ないのなら 車イス利用 の使用者 は、健常者が来る 事前には会場に 案内がほしい	車イス利用 の保護者	電話 公的施設	○ 身体（肢体 イス利用者）	○ 身体（肢体 イス利用者）	電動車イス の利用者	○ 身体（肢体 イス利用者）	行政 市役所	EVでは車イス利用者が優先す ることを表示するか、車イス用EVは複数 (できたら3基)としてほしい。(低位置操作盤だけでも)	
2024/12/17 5	県主催の会議に参加したが、会場「もくせい会館」1階ホールのひ な壇（50cm）に車イスの利用者が昇るに静岡市障害者協会のスロー アが使われていた。県の施設に備え付けのスロープがないのはおか しいのではないか。	以前は会場に備え付けのス ロープあった気がするが、 なくなつた理由は不明 で、県のどこに聞いていい のか	市民	メール 合理的配慮 の不提供	公的施設 合理的配慮 の不提供	○ 身体（肢体 別紙）	行政	○ 身体（肢体 別紙）	行政	県の職員会館だが、県の指定管理だとすると、県に申し入れ が必要がある	
2025/1/15 6	障害のある人の投票支援のため、代理投票のリーフレット作成を作 成したいが、障害者の声を聞いて、反映させたい	障害団体の声を聴取し、 リーフレットを作成して、 改善した。	障害者団体の声を聴取し、 リーフレットを作成して、 改善した。	行政（運営） 電話 好事例	投票 合理的配慮 の不提供	○ 知的	別紙 教育	○ 知的	行政	代理投票ができることを知らなければ、メモをもつていつ たりしてもいいことなども知らなかった。もっと啓発してい ほしい。	
2025/2/26 7	知的と自閉症の児童に、通っている学校（支援級）から、宿泊の校 外学習で親の付き添いを求めるが、折衝し、ある程度は改善し た。	教委への申入れを希望ある 保護者の具体的な事例が分から ず、未実施	保護者 の保護者	メール 合理的配慮 の不提供	教育 合理的配慮 の不提供	○ 知的	別紙 教育	○ 知的	行政	投票所等 職員不足と夜間の対応で支援できず（カヌー体験と入浴は親 同伴、就寝も別室）だったが折衝の末、ヘルパー介助でOK となつた。	
2025/3/11 8	駅の障害者用乗降場の利用を健常の人を使つており、障害者が使え ないことが多いので、改善をお願いしたい	返信の要はない（返信先） 不明、	市民	メール 合理的配慮 の不提供	公共交通 合理的配慮 の不提供	○ 運営	障害全般 別紙	○ 別紙	行政	環境が改善されそうにないので、次回からは期日前投票をし ようと思うが、問い合わせたところ、期日前投票の理由の選 択肢として「投票所がバリアフリーではない」と 言われ困っている	
2025/3/18 9	小学校の体育館にある投票所で投票しようとしたが、小学校の門付 近に段差があり乗り越えられず、その先是砂利なので車イスが上手 く操作ができず、投票はあきらめた。	相手が学校なのか、運営な のかわからず、申入れはし ていない	身体障害者 の保護者	電話 合理的配慮 の不提供	行政 合理的配慮 の不提供	○ 身体（肢体 別紙）	行政	○ 身体（肢体 別紙）	行政	投票所等 投票所等	
2025/3/19 10	JRを使って静岡に通勤しているが、車イスで朝の混んでいる電車に 乗るのは、気が引ける。駅員は配慮してくれるが、ほかの乗客の目 が痛い。	駆けはスロープを使い、他 の乗客にも説明して乗車させ てくれる。	車イス利用 の保護者	電話 合理的配慮 の不提供	市民 合理的配慮 の不提供	○ 身体（肢 体）	市民	○ 身体（視 覚）	通勤客	一般市民への理解、啓発が徹底されていない	
2025/3/28 11	市会議員の選挙で、聴覚障害があるので、投票所で補助具の利用希 望を伝えると、用意してくれたので、投票所で補助具の利用希 望を伝えた。	選舉管理委員会が事前に聴 覚障害の団体の声を聴いて 対応した。	聴覚障害者 の保護者	メール 合理的配慮 の不提供	行政 合理的配慮 の不提供	○ 身体（視 覚）	視覚（弱視 も）	○ 身体（視 覚）	行政	今回、視覚障害者用の補助具を配置したと聞いたので、障害 者団体が会員に周知したため、投票した人が増え好評だった	
2025/3/30 12	バスの時刻表（紙）の配布を来年度から止めると聞いたが、配布を 直接はせず、行政（福祉企 画課）に申し入れたこと。 しないことに決めたとのこと。困る人がいると言つても、バスセン ターに連絡せよとのこと。	保護者が改善を希望するも のの保護者	メール 合理的配慮 の不提供	公共交通 合理的配慮 の不提供	○ 知的	別紙 公共交通 の保護者	○ 別紙	民間 バス事業者	理由は「必要な方にあっていく人がいる」とのこと。 必要なら、時刻表を書き写してもうしあない」とのこと。		

相談者別		対象者別					
個数 / 件	列ラベル	個数 / 件	列ラベル	個数 / 件	列ラベル	個数 / 件	列ラベル
行ラベル	行政 (選管)	市民	視覚障害者	車イス利用者	身体障害者	知的障害者の保護者	保護者
好事例	1	1				1	3
公共交通					1	1	
行政		1			1	1	
選挙	1				1	1	
合理的配慮の不提供		2	1	1	2	1	7
教育					1	1	
公共交通	1			2	3		
公的施設	1				1		
行政			1		1		
市民		1			1		
差別の対応		2			2		2
公共交通			1		1		
公的施設			1		1		
総計	1	2	1	3	1	12	5
差別事例のみ	0	2	0	3	1	9	5
相手別		差別事例のみ					
行ラベル	行政	委託事業者	学校	市役所	投票所等	行政集計	総計
好事例					2	2	
公共交通						1	3
行政					1	1	1
選挙					1	1	1
合理的配慮の不提供	1	1	1	1	4	1	2
教育	1				1		1
公共交通		1		1		2	3
公的施設	1				1		1
行政					1		1
市民					1	1	1
差別の対応		1		1		1	2
公共交通					1		1
公的施設					1		1
総計	1	1	1	3	7	1	12
差別事例のみ	1	1	1	1	5	1	9

#### IV 障害福祉サービス事業（給付事業）

1 事業の種類	地域移行支援・地域定着支援（指定番号 2234200075）
2 名称	静岡市障害者相談支援推進センター
3 事業の内容・対象	<p>事業の内容・対象：障害者支援施設等（救護所・矯正施設含む）に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う。このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害のある方の地域生活への円滑な移行を目指す。</p> <p>次の方のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者支援施設、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している方</li> <li>(2) 精神科病院に入院している精神障害のある方 ※直近の入院期間が1年以上の方が対象（原則）</li> <li>(3) 救護施設または更生施設に入所している障害のある方</li> <li>(4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害のある方</li> <li>(5) 更生保護施設に入所している障害のある方または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害のある方</li> </ul>
4 所在地	静岡市葵区城内町1番1号 静岡市中央福祉センター
5 管理者氏名	牧野 善浴
6 令和6年度実績	地域移行支援 矯正施設入所者2名 地域定着支援1名 うち1名は、R7年4月より自立生活援助に移行。

1 事業の種類	自立生活援助（指定番号 2214201606）
2 名称	静岡市障害者相談支援推進センター
3 所在地	静岡市葵区一番町50番地 静岡市番町市民活動センター
4 事業の内容・対象	<p>事業の内容・対象：施設やグループホームではなく、地域内に自らの住まいをもって暮らす障害者の日常的に発生する“困りごと”に対応すべく定期的に訪問して様子を確認のうえ、必要な助言をしたり、本人からの連絡を隨時受けて相談に乗ったり、外出に同行したり、手続き支援や連絡調整を行ったりする事業</p> <p>①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院などから地域での一人暮らしに移行した障害者などで、理解力や生活力などに不安がある人 / ②現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な人（それまで身の回りの世話をしていた同居家族の死亡・入院などで日常生活の維持に支障をきたし、社会的孤立に陥るおそれがあるとみられる場合など） / ③一人暮らしではないものの、同居家族が障害や病気を有している。または要介護である等の状況で支援を得ることが見込めず、実質的に一人暮らしと同様の状況で自立生活援助による支援が必要な人</p>
5 管理者等氏名	牧野善浴 / サービス管理責任者 堀越英宏
6 令和6年度実績	<p>利用者6名 年度末の利用者3名</p> <p>終了者：利用期間2年（1年延長）2名（矯正施設退所者）</p> <p>終了者：利用期間3か月 1名（共同生活援助に移行）</p>